

海老名市自治基本条例素案に関する パブリックコメントの結果について

海老名市企画部企画政策課

● パブリックコメントの実施及び結果の概要について

海老名市自治基本条例素案に関するパブリックコメントの実施内容及び結果につきまして、以下のとおり報告いたします。

なお、提出されました意見内容につきましては、個人情報等に関する部分を除き、掲載しております。

また、市（行政）の考え方につきましては、ご意見に対応するよう整理しましたが、ご意見内容で同種と思われるものにつきましては、総括的に市（行政）の考え方をまとめさせていただきました。

1. パブリックコメントの募集期間

平成19年5月11日（金）～平成19年5月31日（木）

2. 意見提出状況

(1) 提出者数 **52名**

【提出方法】

- ・ 郵送 2名
- ・ Fax 10名
- ・ 持参 7名
- ・ Eメール 33名

(2) 意見件数（章別内訳件数は左記のとおり） **194件**

【意見内容】

- ・ 個別条文等に対する意見 110件
- ・ 条例全般に対する意見 69件
- ・ その他の意見 15件

※意見件数は意見内容から判断しております。

〔応募意見内容の章別内訳〕

章等	項目	件数	計
前文			10
第1章（総則）	計		20
	目的について	2	
	最高規範について	4	
	用語の定義について	14	
第2章 （自治の基本理念及び 市政運営の基本原則）	計		19
	自治の基本理念について	6	
	市政運営の基本原則について	13	
第3章（市民）	計		16
	市民の権利について	11	
	市民の責務について	4	
	事業者の責務について	1	
第4章（市議会）	計		10
	章全体に係る意見	2	
	市議会の責務について	1	
	市議会議員の責務について	3	
	その他意見	4	
第5章（行政）	計		10
	章全体に係る意見	1	
	市職員の責務について	3	
	行政の責務について	4	
	情報の公開について	1	
	個人情報の保護について	1	
第6章 （行財政の制度と運用）	計		22
	章全体に係る意見	5	
	総合計画について	1	
	行政評価について	3	
	行政手続について	1	
	市民参加について	1	
	住民投票について	10	
	安全確保について	1	
第7章（連携等）	計		3
	章全体に係る意見	3	
その他	計		15
	項目の追加について	13	
	その他意見	2	
条例に対する全体的な意見	計		69
計			194

○海老名市自治基本条例素案に関するパブリックコメントの意見概要及び市（行政）の考え方

項目	意見概要	市（行政）の考え方
【前文】(意見数:10件)		
1	前文に「平和都市宣言」を書き入れてほしい。	
2	前文の「富士山」はわざわざ挙げなくとも思います。	
3	<p>(表現の修正) 海老名市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。</p> <p>時代とともに自治もまた変化を求めます。変化は課題を生みます。私たちは、日本国憲法で保証された地方自治の本旨に基づき、常にその課題を解決することが求められています。</p> <p>海老名市における地域の課題は、互いに助け合い、尊重し合いながら、市民が主体となって解決していかなければなりません。また、私たちは議会と市長に市政を信託する一方、自らも市政に参加し協働し、自己決定・自己責任の意思に基づいた、安全で安心な生活ができる自治を実現しなければなりません。</p> <p>ここに私たちは、海老名市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために、自治の最高規範として自治基本条例を制定します。</p>	
4	<p>前文に海老名市の特性を、より具体的に現した文言を入れることが必要だと考えます。海老名市の自治基本条例である限り、そこに当市固有のもの、市民が希求するものが条例のなかで表現されないと、単に一般的な、形式的なものになってしまいます。(市民意識調査から覗えるところから文案を考えました。)</p> <p>(案)「・・・この海老名市の環境・文化・産業を守り、育て、活かすとともに、生活に利便性をもたらす都市型と、潤いをゆとりのある田園型との調和を図り、市民が相互に人間関係の豊かな「生活基盤」を築いてゆくことが求められます。そしてこれを未来に繋げてゆくことが私達の務めです。」</p>	様々なご意見内容を踏まえ、前文の表現内容を見直します。
5	前文はなぜか市民を中心に整備されている。行政も含めた私たち海老名市で始まっていますが、途中から市民に置き換わっています。市民の義務を全面に出しすぎていないでしょうか。	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・海老名市を囲む自然・環境について、説明がくど過ぎます。 ・前文に「海老名市」が6回も出てくるのはどう考えても多過ぎます。 ・「時代と共に・・・求められています」の部分は、まるでエッセイ、或いは政治家の問答。どちらも前文には必要ありません ・「海老名市に置ける地域の課題は・・・実現しなければなりません」の部分は、市民参加条例の前文と勘違いしていませんか？特に「また、私達は・・・」の部分は、この基本条例の主人公に、議会や市長が入っていないかのような表現。市民・議会・行政が一体となつての基本条例だという基本を忘れていませんか？ ・海老名市の意思、とは何の意思ですか？用語の定義にもありません。市民主役の自立した海老名市ならば、市民の意思で市民が決定して築けていけるではありませんか？ ・前文の役目は、本文(条例)への導入です。本文にある事を一々此処で前もって説明する必要は無いでしょう。 	
7	提言書がシンプルで、分かりやすい。市の条例に、日本国憲法の記載は必要でしょうか。「海老名市のことは海老名市の意思で決定する・・・」理解しづらい。	
8	前文は大変理解しやすくまとまっています。特に今までの古い体制ではなく、「時代とともに自治もまた変化を求めます」という部分が前進的な取り組みを感じさせる良い表現だと思います。	
9	上から5行目の「私たちは・・・求められております。」の箇所について、文法的にはこれで十分意味はわかりますが、「私たちは・・・求められている。」のか「私たちには・・・求められている。」のか。	ご意見のとおり表現を見直します。
10	一箇所文章が難解でした。「変化は課題を生み、課題は変化を必要とします。」このままでは少なくとも私には意味が理解できません。想像するに「変化は新たな課題を生むことがあり、その課題解決の為に、更なる変化を必要とする。」と言う意味でしょうか？	新たな環境や社会変化に伴い発生する課題に対し、自治も変化することで対応していかなければならないことを表現しましたが、ご意見を踏まえ、表現を見直します。

【第1章 総則】(意見数:20件)		
目的について		
1	市民主体の自治が実現されるとありますが、市民主体の自治を実現するという方が適当な表現ではないでしょうか。	ご意見のとおり表現を見直します。
2	目的は、海老名市と海老名市民の自立、自治と考えます。素案の方ですと、市民だけを取り上げているように読み取れず。提言書に賛同。	市民だけではなく、市議会、行政が一体となった自治を表現しております。
最高法規について		
1	【この条例は、海老名市における自治の最高規範であり・・・】簡単に最高の位置付け？	条例としての法体系上、日本国憲法と法律の関係と同様のものとは言いきれませんが、最高規範と位置付けた条例であることから、他条例へ影響を与えるものと考えますが、自治の基本的な考え方を表現したものであり、他条例を無効とする効力を持つものではありません。しかしながら、この条例に反する条例の制定や行政運営は、海老名市の自治に反するものとして処理されることとなります。なお、具体的な実効性については個別条例に委ねるものとなります。
2	基本条例が市の最高規範としていますが、その法的規制力はどう考えればいいのでしょうか。また、この基本条例と分野別基本条例やその他の条例・規則との関係は、国における憲法とその他の法律との関係と同じ様に位置付けされるのですか(基本条例に反する条例や運用は、無効になるということですか)「この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない」という表現はソフトでいいんですが、この基本条例を実効性あるものにする為にはもっと明確な強制力を持った規定のが良いと思います。	
用語の定義について		
1	○第3条について(表現の修正) 第3条 この条例における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 市内に住所のある人、市内で働く人、学ぶ人、活動する人、又は事業を営む人等をいいます。 (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(それぞれ職員を含みます。)をいいます。 (3) 市 市民、市議会及び行政によって構成され、市民に対して地域における行政を、自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいいます。	
2	市民の定義に「市内で働く人」「市内で学ぶ人」まで入れてあるが、これには無理があるので入れないほうが良いと思う。(理由)住民以外のこれらの人たちも確かに自治の大切な主体の一つかもしれないが、この条例で何回も出てくる「市民」という字句全てに海老名市の住民でない人まで当てはめるには無理がある。他市に住む人たちは国民としてならともかくも、海老名市に対する権利も義務も原則的には生じないのではないかと？市民とは納税者だと思ふ。	
3	市民の定義について、「市内で働く人」も含まれると定義しています。一方、第6条では「市民の権利」として市政に参加することを定義しています。これは、「市民ではないが市内で働く人」に対しても市政に参加する権利を認めるということでしょうか。その他、随所に行政の市民に対する義務を定義していますが、これらも同様なのではないかと。	海老名市の自治やまちづくりは、例えば、市内に住所を有する者以外の方といった多様な人々が集まり、つくられていく必要があります。そのため、選挙や納税などの個別具体的な制度により、市民と住民の区分けを行うことは、海老名市の自治において難しいと考えました。
4	市民の定義が学ぶ人・働く人と居住者を同列にしていますが、サービスを受けるだけの立場と税金を負担する立場があまりです。義務があって権利だと考えます。	この条例では、海老名市の自治における市民の権利と責務を包括的に捉えることとし、海老名市として関わりがある者について、この条例上の市民の範囲とすることが必要であると考え、市民を広義的に位置付けております。
5	第3条第1項の市民の内に、市内で働く人、市内で学ぶ人とあり、第7条第3項に市政運営に係る経費を公正かつ適正に負担すること、とありますが、果たして市内で働く人、学ぶ人に経費を負担させられるかどうかです。(第7条関係も含む)	

6	<p>“市民”について、市の財政は税金から収支されていて、市内に居住しているから住民票もあり、投票権もあり、リコールも出来るのであって、この“素案”だと、これからさまざまな問題がこれから発生する事も十分に考えられるのではないだろうか？なんらかの策を(例えば正社員、準社員のようなランクをもうけるとか)取り、取るべきと思いますが？“素案”のままですら反対です。</p> <p>「自分たちの自分たちによる自分たちの政治、責任ある政治、しいて言えば一つの家庭の規則が集まって大きな輪、すなわち自治会となる。その集まりの集団が市、町、村単位の自治会、海老名市に繋がって行くという事になる。何もむずかしく考えることはないのかもしれないが、何が起るかわからないのが政治、万全に備えて準備をする。</p> <p>「はじめに」～「自治基本条例」ってなあに？～と説明されている様に記載されている条例案は私も理解する事が出来ましたが、どこまで市民としての発言が出来、市内・外在住の人々が理解し合い、協力して行けるかは、きちんと線を引いて置くことがトラブル発生を防ぐひとつの方法だと思いました。「始め良ければ終わり良し」ではないでしょうか？</p>	
7	市民の定義について、海老名市に本籍のある者で同市外に住んでいる者(子供達等)はどんなことになるのでしょうか。	この条例では、海老名市内の本籍の有無についての規定は設けず、市内に住所のある人・市内で働く人・市内で学ぶ人・事業者のいずれかに該当する方を市民と定義しております。例えば、市外に住所を有していても、市内でクラブ活動等を行う場合は市民となります。
8	【市民 市内に住所のある人、市内で働く人、市内で学ぶ人又は事業者をいいます】0歳児から？外国籍の人も市民？、市内で働いていれば市民？市内で学ぶ人、他の市から通っている学生さんも全て市民？	この条例においては市民となります。
9	第1号について、次のような場合、市内に住所がなくても市民として扱われることになるのですか？ 「リサイクルプラザの再生家具販売」「リサイクルプラザのイベントへの参加」	この条例においては市民の定義に含まれるものであります。なお、この条例は自治の基本的な考え方を定めたものでありますので、「市民」の考え方や扱い等につきましては、個別事業等の主旨に沿った適切な運営方法によります。
10	【行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(それぞれ職員を含みます。)をいいます。】海老名市行政機構図を見ないと、わかりにくいです。職員の方は全員市民ではなく、行政なのですか？	
11	「行政」に関して、市役所内の一般の執行組織とそれに携わる市職員に関する記述が有りません。行政の主役は市職員ですから、市長と並んで明確に記述するべきと考えます。	「行政」には、市長や行政委員会と、その補助機関として職務に従事する職員を含みます。
12	行政には市役所の組織職員が含まれるのではないかと？	
13	第2号について、市役所の職員や市の施設の職員も含まれていると思うが、この表現ではわかりにくい。	
14	一般的な条例ではないので、「第3条用語の定義」もあえて入れる必要はないのでは。	条例上使用される基礎的な、重要性のある用語について定義することで、解釈上の疑義が生じるおそれをなくすこととなると思われました。
15	「市民」や「事業者」などの定義づけが現実の生活にあっていると思いましたが、条例の実施にあたっては動きやすくなるのではないかと思います。他に問題点や不明と思うこともありませんでした。	条例素案内容にご理解いただきありがとうございます。条例の逐条解説書でもわかりやすい説明に努めてまいります。
16	用語の定義に、市議会や議員の定義は不要でしょうか。	一般的に周知された用語であり、定義としては不要であると考えます。

【第2章 自治の基本理念及び市政運営の基本原則】(意見数:19件)		
自治の基本理念について		
1	<p>第4条(自治の基本理念) それぞれの果たす役割を自覚し……責務・義務系の表記 男女平等をはじめ、市民の人権、自由及び平和が守られ……権利系の表記(この一文は、何かわかりませんが後から加えたような感じで全体の条文の中で違和感を感じる) 市民の一人一人が心豊かに生活し、尊重される……どちらかという権利系の表記 全体に市民の権利が全面に出ている表記となっている感じです。権利と義務(責務)は表裏一体の物ですので果たす役割も具体的に記述(教育、労働、納税等)したらどうでしょうか。 あるいは条文を一部省略し、……それぞれの果たす役割を自覚し、市民の一人一人が心豊かに生活し、尊重される住み良い海老名市を築くため、公正で開かれた市政と……としてはどうでしょうか。</p>	「男女平等」「市民の人権、自由及び平和」は、海老名市の自治に限らず重要なことと考え、自治の基本理念として例示的に表現しました。
2	例えて「男女平等をはじめ、」とありますが、「男女平等」とは今時かなり陳腐な時代遅れな印象を受けました。「あらゆる差別や不平等の無い……」などの方が現代の問題意識に合致していると思うのですが如何でしょうか。	

3	【市民、市議会及び行政が、それぞれの果たす役割を自覚し、男女平等をはじめ、市民の人権、自由及び平和が守られ、市民の一人一人が心豊かに生活し、尊重される住み良い海老名市を築くため、公正で開かれた市政と市民主体の自治の実現を目指します。】具体的に納税？まじめな市議会？市役所内でのパソコンでのゲーム、ネットサーフィン？etc。何に対して男女平等？何が自由？、人権？憲法で定めていないのですか？	海老名市の自治における自律（ルール）を定めることが必要であるとの考えから、この条例を定めることとし、自治の基本理念として本条文を定めました。
4	基本理念は上位の理念である憲法との整合を見直してほしい。	日本国憲法で保障されている地方自治の本旨とする「住民自治」の考え方に基づき、海老名市の自治における最高規範とする条例と位置付けております。
5	目的が複数あり文章上で入り組んでいること、「住み良い海老名市」を説明する語句が多数整理されないまま羅列されている為に、若干品位に欠ける分かり難い文章になっていると思います。「住み良い海老名市を築く」ことは勿論大事なことです。自治の基本理念とは言えない別の話ですから、情緒的には共感できますが論理的には自治の基本理念とは言えないでしょう。	海老名市の自治における基本的な理念となる考え方を表現することを重視しました。具体的には、基本理念の主旨として掲げた「住み良い海老名市を築く」ために、市民、市議会及び行政の3者が持つ自治に対する姿勢や、海老名市の自治における制度の基本方針を定めております。
6	「公正で開かれた市政と市民主体の自治の実現」を謳うのならばもう少し具体的に市民一人ひとりにとってはどうすることなのか、簡潔にブレーク・ダウンした方が良いでしょう。	
市政運営の基本原則について		
1	第1号について、「相互に情報を提供し」に関して、市民からの情報の提供とは何を指すのでしょうか。また、この原則があるのなら第7条(市民の責務)の中に情報の提供を記述する必要があるのでないでしょうか。	市民が持つ地域における諸情報(課題・問題点等)も、情報の一つとして捉えております。そのような情報を共有し合うことが海老名市の自治の課題・解決につながるものと考えます。
2	第2号について、「自発的意思に基づく」のは市民の権利を行使する場合、市民の責務に対して自発的意思に基づいて行われるわけにはいきません。明確にしておくべきです。	自発的意思に基づき参加するという表現は、前文において自治における市民の姿勢を表現した「自己決定・自己責任」とのつながりを持つものとしております。そのため、市民が市政に参加する場合は、強制的ではなく「自発的意思」によることを市政運営の基本原則として位置付けたものであり、市民の責務として捉えているものではありません。
3	【市民が自発的意思に基づいて参加する】具体的に・・・？	
4	本質的な問題ではなく大変恐縮ですが、文章に不自然な違和感がありますので指摘させていただきます。「対等かつ協力の関係」とあるのは「対等な協力関係」としないと日本語としておかしくないですか。	「対等かつ協力の関係」と「対等な協力関係」は意味としては同義と考えますが、市民、市議会及び行政の3者は常に「対等」関係であることを強調した表現としました。
5	また「海老名市における課題解決のために」と唐突に「海老名市における」と記されていますが、この条例全てが海老名市に関するものから、何故この第5条だけにわざわざ「海老名市における」を入れたのか非常に不自然です。削除しても何ら問題なく理解できます。もし削除しない場合は他の条文にも至る所に「海老名市において」「海老名市の為に」と追記する必要があります。	ご意見のとおり「海老名市における」を削除します。
6	【市民、市議会及び行政が相互に情報を提供し、共有すること。】別に条例化しなくても情報開示すればいいのでは？。プライバシーに関する定義は？	具体的制度として、「海老名市情報公開条例」「海老名市個人情報保護条例」を定めております。
7	【市民、市議会及び行政が、対等かつ協力の関係を築き、海老名市における課題解決のために、協働する】所詮無理でしょう。ならば削除した方が良いでしょう？。	市民、市議会及び行政が協働することは、自治運営にとって必要なことであると考えます。
8	①市民による提言書3、海老名市における自治の理念及び基本原則(基本原則)第4条1、市民主権:市民の意思に基づき市政が行われること。とありますが、素案には、市民が自発的意思に基づいて参加すること。になっています。市民主権が消えています。参加では、市民主権ではありません。主権在民は、憲法で位置づけられた根本的な大原則です。市民自治が、損なわれた自治基本条例となれば、意味がありません。ぜひとも市民の意思に基づき市政が行われる市民主権の位置づけが必要です。	ご意見のとおり、市民主権は自治の基本であることから、自治の基本理念の規定中、「市民主体の自治」として表現しました。
9	市民による提言書4、市民(市民の権利)第5条1、市政に参加する権利:市民は政策の立案・決定・実施・評価の過程において、自らの意思で参加する権利を有します。とあります。素案には、市政に参加すること。になっています。提言書の「立案・決定・実施・評価の過程において」とあえて、書かれている意味は、計画段階からの市政への参加、決定・実施・点検評価の最終段階への参加までを射程に入れた権利であり、行政がお膳立てした上に立ったごく一部の参加(議題がすでに決まっており、進行も日程も会議数もすべて決められた中で行うような市民参加)ではなく、時間と労力を掛けて最初から最後までを市民が主導して行う市民参加であるべきです。その過程の中でまちづくりを行政と共に学びながら作っていくことで市民の力も行政の力もついていくのだと思います。提言書では、そういう過程を大事にしています。それが、市民参加条例の上位法に当たる自治基本条例の位置づけとして必要な事ではないでしょうか。	この条例では、市民参加に関する基本的な事項を定めるものとし、具体的な制度については、既に定められている「海老名市市民参加条例」で整理しております。

10	何故、「市政運営」という言葉が入ったのか、理解できない。提言書に賛同。	自治の基本理念を実現するためには、市政運営上の行動規範を定めることが必要であると考えました。
11	市民、市議会及び行政は、前条に規定・……とあり、逐条解説には、①「情報共有」の原則(第1号)②「市民参加」の原則(第2号)③「協働」の原則(第3号)の解説がありますが、具体的に誰でもが詳細に判るような解説をして下さい。	この条例に関する逐条解説書等でわかりやすい説明に努めてまいります。
12	第1号の市民、市議会及び行政が相互に情報を提供・共有化することについて、特に市民の個人情報のそれについては、必要のあるものを納得ずくする要があり、海老名市の自治の基本理念を実現する為にはフリーハンドで提供が求められるものになってはいけなく考えます。	個人情報是最も慎重に取り扱うべき機微情報であり、遵守すべき重要な情報であることから、この条例で定める情報の提供・共有化として使用されるものではありません。
13	条例の構造で市政運営の基本原則が市民参加と協働を掲げていますが、誰が対象としているのかあいまいな表現になっています。主体は行政を担うものと公的扶助サービスを受取る市民を分けて考えると説明責任と主体的な義務とが明確になると思える。基本理念を実現するための原則であるという位置付けが重要と考えます。	自治の基本理念を達成するために「市政運営」上、必要と思われる基本的事項として、①市民、市議会及び行政が情報を共有すること、②自治の主体である市民が市政運営に参加すること、③市民、市議会及び行政が協働すること、を段階的に表現しました。これは、行政サービスの提供と享受の視点だけでなく、海老名市の自治全体として市議会を含めた市政運営のあり方について表現したことによります。なお、市民、市議会、行政の個々における説明責任や主体的義務については、個別に表現しております。

【第3章 市民】(意見数:16件)

市民の権利について

1	次代の社会を担う子どもが、市民として守られ、個人として尊重されることは、当然の権利です。提言書にある年齢に応じて、市政に参加する権利は、踏み込んだ優れた提言であると思います。「子ども議会」など、小中学校の児童生徒においてもすでに実践されている良い事例が海老名にはあります。ぜひ、生かすべきと考えます。	子どもや高齢者を含めた市民一人ひとりが、個人として尊重されることを自治の基本理念として表現しておりますが、子どもを取り巻く環境等の変化を勘案し、次代を担う市民の一員として守られることが必要であると考え、子どもの権利について表現することとしました。 また、子どもが社会から守られる立場であることを考慮すると、子どもに対する具体的な責務規定を設けることは難しいと考え、子どもの責務は、子どもを含めた市民の責務として定めている基本的事項に含まれるものと考えました。
2	第4号で、子供を市民として守られ、個人として尊重されるという子供の権利がうたわれていますが、同じように第7条で子供の責務(義務)について記述する必要があると思います。子供は半人前です、守るべき対象ではありますが、子供がしなくてはならない義務(責務)はたくさんあります。	
3	第4号が唐突に感じられます。市民として個人として尊重されるべきは、子どもに限らないと思います。	
4	(4)子供を守り尊重とするなら、高齢者も同様ではないのか？	
5	第4号は未来の海老名をより発展させていく為に「子ども」の権利を明確にした点で結構なことと思いますが、1～3号との規定内容のバランスやその重要性からして、独立した条文とした方が良いと思います。	

6	○第6条について(表現の修正意見) 第6条 市民は、第4条及び前条に規定する自治の基本理念及び市政運営の基本原則を実現するために、次に掲げる権利を有します。 (4) 次代の社会を担う子どもが、市民として守られ、個人として尊重されること。 (注)事業者は市民なので、(事業者の責務)は削除する。	
7	「社会の基礎的な集団である家族等の下で…」とあるのは、具体的に何処が悪いと言い難いのですが、漠然とした不安があります。社会の在り様も家族の有り様も多様化して様々な価値観が存在する現代社会の中で、実際に子どもたちの置かれている環境も様々です。この記述が当てはまらないケースもあると思われる。この部分を削除しても成り立つ条文とありますが。	ご意見の主旨を踏まえ、「社会の基礎的な集団である家族等の下で」を削除します。
8	市民による提言書4 同じく第5条4、子どもの権利:市民として守られ、年齢に応じて、市政に参加する権利を有します。とあります。素案では、次代の社会を担う子どもが、社会の基礎的な集団である家族等の下で市民として守られ、個人として尊重されること。となっています。まず、「家族」を「社会の基礎的な集団」と位置づける必要があるでしょうか。違和感を持つ人々もあると思いますので削除すべきでしょう。	
9	(4)…社会の基礎的な集団である家族等の下で市民として守られ…この一文については、受け入れられない。子どもは、個人の所有物ではない、社会の宝と考えます。提言書に賛同。	
10	「社会の基礎的な集団である家族等の下で」という表現には、家族に恵まれない子どもに対する差別や、行政の責任放棄の臭いを感じます。また、虐待などが疑われる場合、家族から離すタイミングなども重要課題になっている現在、子どもは無条件に「市民として守られ」なければならぬものではありませんか？	
11	市民の権利…市政に対する情報を知ること…とありますが、私達が市政を知る媒体は広報海老名くらいしか無いと言っても過言？ではありません。全ての市民がそれを読んでいるかと問われたら…そうでもないような気がします。せつかくの市政のサービスがあるのにもかかわらず、そのサービスを知る媒体も無く、生活に苦しんでいる市民もたくさんいらっしゃるのが現実なんです。私は病院職員ですが、お年寄りに市政の情報(老人保険や介護)がきちんと行き渡って無いのは目の当たりにして感じています。いくらすばらしい内容の条例を作成して、サービスを充実させても、その情報を市民に発信しないことには市政の自己満足のままです。	海老名市における自治において、様々な課題・問題点に関する市政情報を共有化することが市民参加・協働の第一歩につながるものと考えます。行政としては、市政情報の提供や情報収集を行い、市民の皆様の市政への関心度が高まるよう努めてまいります。
市民の責務について		
1	地域及び市を区域とした各種団体(例えば自治会、消防団、民生児童委員、交通安全指導員など)の役割は大きい。「お互いに尊重し合い」「お互いの協力により」の表現で条例としては適切であるが、今後、要綱等の段階で、これらの表現・役割を具体的に取り入れることが望ましいと考えます。	ご意見のとおり、地域における様々な団体の諸活動は、自治の運営において、重要な役割を担うものと考えます。そのような団体が十分な活動を行えるよう、具体的な制度の充実を図ります。
2	(2)に安心で安全なまちづくりとありますが、それだけでなく、快適で住みよいなど、より高く広い目標も加えた方がよいのではないのでしょうか。	この条例は自治の基本的な考え方を定めていることから、生活の基本である「安心」「安全」に基づいたまちづくりの推進に寄与することを、市民の責務事項として決めました。
3	市民の責務として「快適な社会環境の創造」とか「安心で安全なまちづくり」といった具体的な項目を挙げてしまったのは、自治の最高規範に記述すべき市民の責務としては矮小化され過ぎないでしょうか。どちらも重要なテーマですから具体的なことを言いたい気持ちは判りますが、現実想定される市民が関わるべきテーマは他にも多々ある筈です。ここで挙げるべきことは、市民一人ひとりの尊厳を尊重する責務や発言・行動に対する責任の自覚、市民同士のみならず市議会や行政をも含めてお互いを尊重し協力することの責務等を明記するにとどめた方が、より最高規範として機能すると思います。	ご意見のとおり、市民としての倫理的な責務表現も必要かと考えますが、自治の基本理念と市政運営の基本原則に基づいた市民の責務について、自治の構成員の一人としての具体的な責務表現としました。
4	「市民の責務」として住みよい環境を作る社会的責任等を定めたことは大切である。ゴミの不法投棄やオートバイに夜間における暴走行為等反社会的行為を平然とする者が多い中、市民に自覚を訴えるためにも必要なことである。	条例素案内容にご理解いただきありがとうございます。
事業者の責務について		
1	第3条で事業者は市民の中に含むと定義づけしてあるにも拘わらず、市民の責務とは別に事業者の責務を定めるのは矛盾しませんか？しかもここに記述されている内容はそのまま市民の責務として記述しても何ら問題ない、寧ろその方が良い内容かと思えます。	ご意見のとおり表現を見直します。

【第4章 市議会】(意見数:10件)		
章全体に係る意見		
1	あまりにも抽象的、当たり前な記述。この際罰則の項目でも追記したらどうですか？	
2	一般的に良くまとまっていると思います。市民の立場が中心になるのは当然ですが、立法の府の市議会の拘わりが弱く感じましたが如何でしょう。	この条例は、自治の基本的な考え方を定めていることから理念的な表現となっております。条例の逐条解説書等により、市民の皆様へわかりやすい周知を図ってまいります。
市議会の責務について		
1	「民意を負託された議会は」民意とは具体的に何ですか？ 市民の意思だとしたら後の記述と言葉が重複します。「市民の意思を市政に実現させる責務を有します。」は最終的な目的であり、第一義的な市議会の責務は「市議会議員の意思を市政に反映させること」ではないでしょうか。市民の意思を市政に実現させるのは市議会議員の責務と考えます。	ご意見のとおり「民意を負託された」を削除します。 また、市議会は、選挙による信託を受けた市民の代表者である市議会議員で構成され、多数決の原則に基づいて、地方公共団体の意思決定を行う機関であります。市議会議員の集合体である市議会としての理念的な責務として、市民の意思を実現させる責務を有する表現としました。
市議会議員の責務について		
1	第2号中「……その機能を十分に発揮し……」となっているが、この条文は「市議会議員」個人の責務であり、「機能」となると組織の意味合いが強い感じがします。個人の「機能」とは何かについて説明がつかうのでしょうか？むしろこの部分はなくても良いのではないのでしょうか？	ご意見のとおり「その機能を十分に発揮し」を削除します。
2	この中に市長と同じように「公正かつ誠実」という言葉を入れてはいかがでしょうか。	市議会議員が公正かつ誠実にその役割を果たすことは当然のことです。しかしながら、多様な主義・主張に基づき、選挙による市民の信託を受けた者であることから、市議会の構成員の立場として、「常に市民全体の福祉向上」に基づき行動することを表現しました。
3	市議会議員の責務は福祉を掲げていますが、福祉の定義を明確にしてほしい。社会福祉の理解が求められていると考えます。	ここでの「福祉」は公共の福祉全体を指すものとして位置付けております。
その他意見		
1	市民による提言書の5、議会(請願の取り扱い)第10条 議会は市民の請願について、市民の陳述機会を設けなければなりません、とあります。素案では、削除されてしまっています。議会に遠慮して、踏み込むべきではないと考えられたのかと推測します。しかし、時代の流れも早晩そのようになるでしょうし、議会で請願内容に沿った議論をする必要に応じて当然市民に陳述機会を設けるべきです。市民提言を生かして、素案の中に位置づけていただきたいと考えます。	現制度を活用することにより対応いたします。
2	提言書の10条の「請願の取り扱い」について、請願という保障された市民の権利をより活かしていくためには、必要な内容です。現状ないのであれば、ここに入れるべきではないでしょうか。	
3	議会の設置・役割は削除されていますが、市民に分かりやすい条例にするためには必要と考えます。	社会一般的に認識されていることと判断します。
4	追加:市議会の自由討議——市議会および市議会議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員間の自由な討議の推進を重んじなければなりません。	市議会運営については、市議会規則等による対応の範ちゅうと考えます。

【第5章 行政】(意見数:10件)		
章全体に係る意見		
1	第5章は項目が多く長いという印象を受けます。また、行政の責務ばかり羅列されていますが、条例の趣旨から言えば、市民の責務、例えば、行政が用意した住民投票や市民参加等の機会に責任ある態度で積極的に関わっていくべきなども、併せて記載した方がよいのではないのでしょうか。市民にとって、市政への参加は、権利であると同時に、結果に対して一定の責任を持つべき重要な責務にもなるという視点も入れておかないと一方的な気がします。	ご意見のとおり、自治におけるそれぞれの役割に対し自覚を持つことは重要なことであると考えます。この条例は自治の基本的な考え方を定めたものであり、市民の責務としての規定内容に該当するものと考えます。
市職員の責務について		
1	市職員等の責任として、正しく自らを律する姿勢ととりくむ姿勢と資質への内容をも考えていただきたいと思います。	市民主体の自治の実現に向けた行政運営を基本とし、条例で表現しているように、全体の奉仕者として協働の視点を持つ、人材育成に努めてまいります。
2	市職員の責務の立場があいまいです。市民からの信託を担う視点が必要であり市民主体の自治実現ができる人材かと考えます。	
3	市民の関心を引くため協力を得るために必要なのはズバリ市職員の能力だと思います。第5章、市職員の責務にもありますが、奇抜なアイデア、行動力、情熱や優れた人間性を持つ人材の採用、このことが市民を目覚めさせ、海老名市自治基本条例を市民に浸透させる原動力になるのではありませんか？条例自体はすばらしい内容だと思います。それを実行につなげるには市民と協働の視点を持つ市職員のカも欠かせません。もちろん市民の協力が一番大きな力になりますが、一部で囁かれている市職員の市民に対する接遇の悪さ(全ての市職員の方を否定するものではありません。本当にごく一部の方です。ほとんどの方は丁寧に接遇してくださっています)、特に採用方法(定かではありませんが縁故関係等耳にします)等…市民は疑問に思うことが多々あります。まずその部分を改善しなければ市民は心を開けないような気がするのですが…今のままでは市政に協力しよう！と名乗りをあげる市民はなかなか少ないのではないのでしょうか…残念ながらそれが現実……レベルで採用し、クリーンで澁刺とした市職員を育成してください。市民が立ち上がって協力したくなるような…そんな職員の方が海老名市を市民を幸せに導いてくれることだと思うのですが。	
行政の責務について		
1	【市政に関する市民からの相談、意見、要望等に、誠実かつ迅速に対応する】当たり前？	他自治体の取り組みや社会情勢を的確に捉え、時代の変化に柔軟に対応できる組織体制づくりに努めてまいります。
2	今後よりいっそう期待したいことです。	
3	海老名市は遅れているとよく耳にします。又他市の人に私も言われ、実際感じる事が多々あります。県内近隣自治体の良い所、取り入れられる体制作りが今後益々求められると思いますし、市民も望んでいます。	
4	(1) 市民の福祉の増進を図るため、公正かつ適正な市政運営を行うこと。 市民が求めるのはあいまいな「福祉」よりも「公正」な行政である。「福祉の増進」の文言は行政の本来の責務をうやむやにしてしまうので、前半を削除し、「公正かつ適正な市政運営を行うこと。」に限定すべきである。 ・理由：現在の行政では公正さへの認識が不足している。 ① 身内の甘さ：学校教職員の通勤車の校庭乗り入れ。 ② コネによる甘さ：一部の商店では店の前の歩道への車の乗り入れ防止が講じられず、店の前の歩道が来客の駐車に使われている。 ③ 公正への無関心：市の施設における車椅子マークのパーキングエリアは作りっぱなしで全く管理されていない。心ある人はそこに駐車しないが、たいていは健康者の駐め得になっている。SATYなどではもっとまじめに管理されている。	行政として、公正かつ適正な市政運営を行うことは、市民の福祉増進につながる重要なことであると考え、条文の表現としました。
情報の公開について		
1	【行政は、市政に関する情報を適正に公開又は提供するとともに、市民にわかりやすく説明…】どのような方法で？広報、市ホームページ？公共施設に配布？どのくらいの人がわかるのでしょうか。	市政情報の提供方法や情報収集について、市民の方の市政への関心度を高めるよう努めてまいります。

個人情報保護について	
1	【行政は、保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人の権利利益の保護に最大限に配慮しなければなりません】具体的に情報漏れの対策は？行政側内部では個人情報が筒抜けでしょう？。

個人情報は最も慎重に取り扱うべき機微情報であることから、海老名市個人情報保護条例で具体的に制度化しております。同条例の基準にのっとり、個人情報の保護に万全を期してまいります。

【第6章 行財政の制度と運用】(意見数:22件)

章全体に係る意見

1	今後は第21条の多様な市民参加制度を講じる事に力を入れて欲しいし、市民も行政の事をもっと知るべきだと思います。市長の権限である住民投票なども、大変大切な条例であると思います。	市民の市政参加については、既に海老名市市民参加条例により具体的に制度化しております。また、住民投票は、市民参加の仕組みの一つであり、選挙による信託を受けた市長と市議会による二元代表制を補完する重要な制度として、別に定めました。
2	【第17条 行政は、市民と協働して長期的かつ総合的な計画(以下「総合計画」という。)を定め、それに基づく行政運営…】 【第18条 行政は、総合計画に基づき、財源を効率的かつ効果的に活用し、財政の健全化の確保に】 きれいな事を並べて、税金を取るためだけの条例はやめて下さい。無意味。	海老名市の長期的な地域社会の経営の基本となる総合計画に基づいた財政運営を行うことで、限りある財源を効率的かつ効果的に活用することに努めてまいります。
3	責任と誇りをもって遂行するために、第6章(制度と運用)については、住民投票制度の有権者、大規模災害等の安全では地域力の強化策など、もう少し深耕が必要でしょう。	住民投票制度については、その対象となる事案ごとに条例を定める(投票対象者の範囲等)ことで、住民投票制度を行う目的の明確化を図ることとしております。また、予期せぬ大規模災害といった緊急事態に対応する地域体制等については、地域との協働の視点に基づいた具体的な制度の充実を図ってまいります。
4	第6章は、第20条、第21条、第23条のみでいいのでは。他の条項は下位の条例に任せればいいのでは。	住民投票制度は、市政や市民生活に大きな影響を及ぼす事案について直接問う市民参加の仕組みの一つであり、選挙による信託を受けた市長と市議会による二元代表制を補完する重要な制度であるとの考え方から定めました。
5	6章は市民を交えた第三者の行政評価に基づく行財政の制度・運用が求められています。自治体の首長が変わっても継続される制度・運用の公平さと透明性を高める視点が重要と考えます。	ご意見のとおり、行財政制度の公平さと透明性を確保することは市政の基本であります。そのため、行政評価につきましては市民公募委員を含めた外部評価委員会を設けることで、事業成果に関するチェック機能の充実を図っております。なお、この条例では、行政評価結果を公表することを義務化した表現としております。

総合計画について

1	第2項では進捗状況を市民に公表するとなっておりますが、「定期的に公表する」という言葉を入れたほうが良いかと思えます。	総合計画の進捗状況については、総合計画に基づく実施計画の進行管理として評価を行い、その結果を毎年1回公表してまいります。
---	--	--

行政評価について

1	行政評価は、行政のみでするものではないと思います。第21条の「市民参加」の条文があるにせよ、誤解を招くおそれは充分にあります。「市民参加条例」にも行政評価に市民を参加させることは明記していません。(案)第19条 行政は、総合計画に基づく事業の成果を測定するための行政評価を、市民の参加を得て実施し、その結果を市民に公表しなければなりません。」	行政評価につきましては、市民公募委員を含めた外部評価委員会を設けることで、事業成果に関するチェック機能の充実を図っており、この条例では、その評価基準を含めた結果を市民へ公表することを義務化した表現としております。
2	行政評価は市民参加での評価が必要ではないでしょうか。	
3	評価に先立ち、「評価基準」を明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。でないと、評価の時点で恣意的な評価項目が選択される可能性があります。	

行政手続について		
1	第14条の所を書いたとおり、「公正」を前面に出して運営していただきたい。	「公正の確保と透明性の向上」として表現しております。
市民参加について		
1	市民による提言書の 同じく(政策に関わる市民の意見提出手続き)第24条 市は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、市民の意見を聞かなければなりません。とあります。素案では、(市民参加)第21条で、行政は、市民の市政に参加する権利を保障し、多様な市民参加制度を講じなければなりません。となりました。市民提言の重要な政策及び計画策定時には、市民の意見を聞かないで作ってはならないと規定した意味は、大きく、市政に参加する権利を保障するものよりもっと踏み込んだものです。(市民参加)第21条の2に位置づけるべきものと考えます。	この条例は、自治の基本的な考え方を定めているものであり、市民参加制度につきましては、既に定められている海老名市市民参加条例で具体的に制度化しております。
住民投票について		
1	住民投票は、市長が「実施者」であることは否定しませんが、議会の請求議決、市民の実施請求が認められてこそ、市民のものになると思います。 (案)第22条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く市民の意向を把握する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。また、議会において出席議員の3分の2以上の賛成による住民投票の請求議決があったとき、及び選挙権を有する市民の5分の1以上の連署を以ってその代表者から実施請求があったときは、住民投票を実施することができます。	<p>地方自治の基本は、市長と市議会による二元代表制であり、その両者が責任を持って判断し、市民への説明責任を果たすことにあります。住民投票制度は、住民の意思を直接問う市民参加手法の一つとして、その二元代表制を補完するものですが、対象となる事案の検討や投票権を有する者の範囲の検討等、十分な議論が必要となると考えます。そのため、この条例では、住民投票を制度的に保障する内容とし、住民投票に付すべき事案ごとに投票権を有する者の範囲やその投票方法等を規定した条例を別に定め、立法機関である市議会での議決を経ることとしました。</p> <p>また、この住民投票を実施する場合、現在の選挙制度と同様の手続きを行なうことが想定されることから、実施者を市長とすることが現実的にも妥当であると考え、実施された住民投票の結果については、市議会や市長が持つ審議権や提案権を侵すことがないように、尊重義務としております。</p> <p>なお、市長のほか、市議会や市民も住民投票に関する条例について、地方自治法に基づいた提案(発案)や直接請求を行うことができます。</p>
2	住民投票結果について、「市長は結果を尊重するが、この結果に拘束されない」。では何のために住民投票するのか、と思う。	
3	第1項は明確にしてほしい。	
4	住民投票が新しくできたということですが、市民からの住民投票の請求方法(例えば、署名など)が明記されるとよいのでしょうか。	
5	記述があまりにも説明不足で不親切に思えるのですが、市民請求による住民投票の場合、投票権を有する市民の条件、等については触れておく必要はないのでしょうか。	
6	第2項は疑問に思います。住民投票の結果が決して市政に反映されないことです。住民投票の事案にもよりますがイエスカノーを問うのが住民投票であってその結果を市議会、市長が参考にする程度であれば実施する意味はありません。	
7	市民による提言書の 同じく(住民投票)第28条 市長は、重要事項については、広く市民の意向を把握するため、別に条例の定めるところにより、住民投票を実施しなければなりません。とあります。この住民投票は、市民の成熟度によって、又、使われ方によっては、大変危険なものとなる可能性が高いこと、リスクが大きいことを覚悟しなければならないと思います。むしろ、行政の素案にある「実施する事ができます。」の方が適切かと思えます。この住民投票については、十分に時間を掛けて議論する必要があると考えます。市民・議会でも議論を重ね、専門家の経験からの意見を聞いて、結論を出すべきです。	
8	住民投票を市民の権利として定めるのであれば、その都度条例で定めるのではなく、必要な署名を集めれば必ず実施できる常設型にすべきだと思います。これでは、市民が住民投票の実施を求めるときには、地方自治法上の直接請求によるしかなく、実施の可否は議会の議決にまかされることになり、現行の制度と何ら変わるところがないので、あえて規定する意味がないと思います。	
9	住民投票はどのようにやるのか。今まで自治体での例は余り聞かない。選挙管理委員会でやるのか。またどの機関でやるのが好ましいかです。	
10	新たな取り組みとしてあがっている”住民投票”は、市民としては意見を聞きいれてもらえる場でたいへんありがたいですが、どのような際に実施されるのか、実際このような投票が可能なのか、やや非現実的な気がいたしました。しかし新しい試みというのは、非現実的に感じるものなのかもしれません。あえて条例に入れたということは、いろいろ考えた結果である事と思うのももちろん期待もしています。	

安全確保について	
1	危機管理として市の地域、市民に多大な影響を与える緊急事態(例えば大地震など…)に対する行政(含む市長、市職員)の責務を追加する必要があるのでは？

安全の確保は自治を進めるうえでの基本ではありますが、予期せぬ大規模災害等の状況下では、行政、市民その他関係者の相互協力による対応が不可欠であると考えます。その行動規範的となるものをこの条例で表現しました。具体的な対応につきましては、地域防災計画等により、行政の役割を定めております。

【第7章 連携等】(意見数:3件)

章全体に係る意見	
1	三位一体改革、構造改革特区制度、市町村合併、広域行政課題、道州制などの課題は第7章の範囲となるのか。
2	第7章連携等の部分は、もっと前面に大きくと思います。市としての自主性も大切ですが悪い意味でアンテナが足りていないと孤立化してしまう恐れがあるという事です。
3	世界平和・地球温暖化問題に何も触れていないが、海老名市条例としては、いささか寂しいと思います。したがって、これら問題に海老名市としてどう貢献していくのか、条例の「連携等」の中にでも一項目入れたらと思います。

ご意見のとおり、国・県・他の自治体との調整が必要な事案については第7章の範囲として捉えるものと考えます。

社会情勢の変化に対応できるよう、地方分権の流れにおける情報収集や他自治体との情報交換を十分に行ってまいります。

世界平和や地球温暖化問題は、社会全体の問題として対応しなければならない課題と認識しております。この条例は、自治の基本的な考え方を定めたものであることから、世界平和については自治の基本理念での「平和が守られ」る表現で、また、地球温暖化問題については前文の中での「環境を守る」表現で、海老名市としての姿勢を示すこととしました。

【その他(項目の追加意見等)】(意見数:15件)

項目の追加意見	
1	素案は「市政」を中心に書かれていますが「地域コミュニティ」という観点での条文が抜けていると思います。前文に書かれている「地域の課題は、互いに助け合い、尊重しあいながら…」は市民もさることながら、行政側の支援も必要と言っていると理解しています。例えば、「地域コミュニケーションを活性化するために、市民が主体となって活動するとともに、行政も活動支援を行う。」などの内容が必要ではないでしょうか。明文化のご検討をお願いします。
2	コミュニティセンター施設等を基点に、市が、地域コミュニティ形成を支援することを位置づける項目を入れていただきたい。
3	追加:コミュニティ:1私たち市民は、まちづくりの重要な担い手となるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるように努めます。2行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利かつ非宗教的な活動を必要に応じ支援することが出来ます。
4	(外部監査) 市は、市政の公正性と透明性の向上を図るため、監査委員による監査のほか、外部監査契約を結ぶことができるものとします。
5	市民による提言書の7、行財政の制度と運用(外部監査)第23条 市は、市政の公正性と透明性の向上を図るため、監査委員による監査のほか、外部監査契約を結ぶ事が出来るものとします。とあります。素案では、削除されてしまっています。自治基本条例の中に生かすべきだと思います。
6	追加:監査——監査委員は、…事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえ行うものとする。

多様なコミュニティの形成は、海老名市の自治においても重要な構成要素であると考えますが、そのコミュニティの定義が地域を示すものや組織された団体を示すもの等、様々であります。そのため、具体的な制度や位置付けについての十分な検討が必要であるため、この条例では協働に含まれるものと位置付けました。

地方自治法の規定により対応できるものと考えます。

7	改正要件の必要性について 「法と言うものは改正手続きが整ってこそ、初めてひとつの法律と言えるのである。」憲法改正問題に絡んでの有識者の発言であります。海老名市の最高法規としての本条例にも改正要件は必要と考えます。(市提言書にある「見直し」とは別問題) 地方自治法に定めがあるから、敢えて定める必要はないと言う人がいるかもしれませんが、市民、議員のうちに同法に関して知識のある人がどれだけいるのか、考えて欲しいのです。あくまでも市民の目線で、本条例を市民のものにもして欲しいと考えます。 (案)「この条例の改正は議会における出席議員の3分の2以上の賛成により発議し、これを市民に提案しなければならぬ。この承認は住民投票によりその過半数の賛成を必要とする。」	改正要件については、この条例があくまでも条例形式をとるものであることから、地方自治法に基づいた議会の議決を経て、改廃手続が行われるものと考えます。また、条例の見直しについては、この条例は海老名市の自治の基本的事項を定めるものであることを鑑み、必要に応じた対応、例えば、個別の制度や運用の見直し等を行っていくものと考えます。なお、条例の改正については、市長に限らず、市議会や市民においても、地方自治法に基づいた提案(発案)や直接請求を行うことができます。
8	物事には完璧なことは無いと思い、出来れば、時代の経過により不都合があったときに条例の改正条項があってもと思います。	
9	追加:条例の見直し——市長は、この条例の施行の日から5年をこえない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講ずるものとする。	
10	市民による提言書には、施行後3年をめぐりに見直しを行う事を謳っていますが、この素案では削除されました。見直しを行う事によって、常に市民の意識が、市民の考えるべきこと・行うべきことなどに敏感になる、という利点が働くはずで、真に自立した海老名市を目指すためには、市民自身の研鑽が欠かせません。3年毎の見直しは研鑽の機会を提供するものでした。是非取り入れて下さい。	
11	提言書付則2項を明記すべきである。	
12	(市民の権利・利益の保護について) 1. 市は、市政に対する市民からの相談、意見、要望等を、誠実かつ迅速に処理するよう努めなければなりません。 2. 市の行為により不利益を受けた市民に対し、これを救済する措置をとらなくてはなりません。	行政行為に対する不利益の救済措置は、民事間の争いや私権に関わる事が含まれること、また、不利益の判断が難しいことから規定しないこととします。
13	この基本条例に対する指摘として適切ではない事項かもしれませんが、以下の項目について記述されていると分かりやすかったと感じたので、挙げさせていただきます。 ・「連携等」のところで、神奈川県の中の市として海老名市が果たす役割といったところ ・議会の適切な規模とその判断基準について ・行政が正しく行われているかチェックする機能について	・この条例は、海老名市における自治の基本的ルールを定めており、海老名市が神奈川県の中で果たす役割は、海老名市の自治のもと、神奈川県と対等かつ必要な協力関係を築くことであると考えます。具体的な内容については、個別条例や個別計画により役割を明確化していきたいと考えます。 ・行政(執行機関)をチェックする機能は、二元代表制に基づいた監視機能を持つ市議会が有しております。その市議会の機能内容や規模等、具体的な内容については、市民の代表者の集合体である市議会として今後検討されるべきものと考えます。
その他意見		
1	この条例のハンドブック(又はパンフレット)を作成し、市民に配布しては如何でしょうか。市民への理解をより深めるために…。	この条例の制定に合わせ、わかりやすい逐条解説書等の作成に努めます。また、その周知方法については、十分な情報提供が行えるよう検討してまいります。
2	条文(案)の紹介ではなく、[解説]の紹介・説明を、市民に広く実施することは極めて有益であると考えられますので御検討いただければ幸いです。	

【条例素案全体に関する意見】(69件)		
1	「逐条解説」でとても詳しく解説されていて良かったと思います。内容も悪くないと思います。	
2	素案を拝読させて頂きました。こんなに短い期間で素晴らしい素案であると思っております。	
3	市民とは、近代社会において責任と義務を持つ個人を指します。社会に対して自分が人間として生きるための権利を主張しますが、逆に社会への義務もしっかりと果たしていく人々、自主自立的な意識を持ちつつ日頃から社会サービス活動を行いながら、提言していく人々。従来の依存型、陳情型、告発型から提言型が市民の姿。今回の事業には、随所に婉曲的にこの考え方が見られる。	
4	格調の高い基本条例素案と思います。	
5	全体として格調高い条文になっていると思います。委員会各位の品位の高さが思われます。	
6	このようなしっかりとした自治基本条例が、行政、市議会、市民に浸透し、みんなで守っていく事が海老名市政の発展につながって行くと思います。また、市民は今まで以上に市政に参加する事が大事な事だと思うようになりました。市民が市政に参加する実感としては、今迄は市長や市会議員の選挙や市民税を払ったときに思うだけでした。	
7	条例について、良くできていると思う。	
8	条例素案は良くまとめられています。	
9	逐条解説は大変わかりやすく、有用でした。	
10	とてもわかり易くまとめられていると思います。地方自治のあり方がよくわかります。	
11	良くできた素案だと思います。	
12	総論的に見ますと、よくまとまっていると思います。海老名市の憲法は、市民、市議会、行政の遵守プログラムです。	
13	全体を通して、わかりやすく、丁寧にまとまっていると感じました。	
14	基本条例素案に対して、ひとつひとつ解説があったので、おおよその内容は理解できました。	
15	第5条、第6条、第10条、第12条、第18条は特に大切だと思います。	
16	「素案」について、現時点においては未だ「素案」ですので特にこれと云った意見はもち合わせていませんが、大筋において、いいのではないかと思います。	
17	条例は難しい表現が多く、分かりづらい部分が多かったけれども、それぞれの項目で解説がついていたのでどんなことが書かれているのかは大まかに理解できました。	
18	市の基本条例として、組織、制度及び責務運用の全般にわたって記述されていて大変良いと思います。	
19	市民誰でもが参画でき、判りやすい、親しみやすい、住みよい海老名市を築くということはおおいに賛成です。	
20	素案を読みまして感じたことは、市長、市議会議員、職員等は地方自治法等により職責等について明記されていますが、それを再確認するためにも条文化されたことは市民にとってわかりやすいと思います。	
21	基本条例の趣旨については理解でき大変結構なことと思います。	
22	比較的簡潔かつ要領よくまとめられています。	
23	逐条解説の中の〔解説〕は、市民にとって必要な理由や「まちづくり」や「まち(市政)の運営」などについて、わかりやすく解説されており、本条例に関心の薄い者にとっても理解しやすい解説となっております。	
24	条例をいままで読んだことがなかったのですが、解説を読んだら理解することが出来ました。ていねいに出来ていると思います。	
25	市民の自治参加をより促したい思いがある条例に感じました。とてもよいと思います。ぜひこの条例に添った市政に期待します。	
26	内容に関しては特に何も問題ないと思います。	

条例素案内容にご理解いただいたことに感謝し、自治基本条例の施行に向けた努力と、基本理念としている市民主体の自治を基本とする市政の充実を目指します。

27	早く市議会で決議して条例を公布してもらいたいです。海老名市民全員に配布して市民に浸透させなければなりません。	皆様から寄せられたご意見などを踏まえ、平成19年9月市議会定例会に提案します。
28	私の考えの基本にあるものは「本条例は行政だけのものでなく、市民のものである」ということです。	この条例の趣旨は、市民、市議会及び行政の3者の自治における基本ルールを定め、市民が主体となった自治を行うことと考えます。
29	この素案は何を目的にしているのかが良く分からない。ただ現状を追認しているように思う。この素案が無くて何も変わらないと思います。現在の市政に何か問題があってそれを改善するために新たなルールが必要というものが見えないので、もう一度この条例の必要性から考えてはどうでしょうか。	<p>国が進める地方分権改革やいわゆる三位一体改革・市民ニーズの多様化への対応により、地方自治体としての海老名市が自主・自立することが必要であると考えましたが、これまで、市民・市議会及び行政の3者が共通認識を持つ統一ルールがなかったことから、海老名市の自治の基本となる条例を定めることとしました。</p>
30	この条例、改めて言うまでもないことをまとめたスローガンのように、大変申し訳ないのですが、一市民としての率直な印象は、「今さら何で？だから何？」でした。多くの市民が身近で重要なものとして関心を持てるよう、例えば、具体的な例を挙げて、市民一人ひとりがどんなことに気を付け行動していくべきなのか、また、その結果どのような成果が期待できるのかを説明するなど、工夫して広報等を行うことが必要と考えます。（言われなくても分かっている、と言われそうですが、それも行政の重要な責務だと思います）	
31	率直な意見として、なぜ今新たに「自治基本条例」を制定するのか、その理由がいまひとつ理解しかねます。	
32	前文にあるように、基本条例が必要となる背景として「地方分権の進展に伴って…自治体の自主性、自立性が増した…」とありますがなるほどその通りかもしれません。しかし従前より自治体として運営が行われてきたのだしその機能も発揮されてきたと思います。「自治基本条例」を新たに制定しなくても、日本国憲法で地方自治の本旨に基づく住民自治の根幹は保障されているし、それに伴って地方自治法という法体系も確立されているものと考えます。しかるにこの素案を見るとまるで新しい地方自治体が誕生して新都市のスタートを思わせるような感じを受けます。「…時代と共に自治もまた変化を求めます…」その通りだと思います。その変化に対応すべく条例制定が必要なかもしれませんが、しかし先述したように憲法と地方自治法などの法体系だけでは不十分なものなのか？	
33	地方自治法があって、まだ、海老名独自の自治基本条例が必要なのですか。	
34	【海老名市の課題や問題などを、海老名市として解決していくことが海老名市の「自治」です。】？今まではどうしていたのですか、条例が無いと解決しないのですか。	
35	海老名市を他の市と置き換えても少しの不自然も感じない。そのくらい平凡な条例に感じます。	
36	私はこの「海老名市自治基本条例」の制定に反対意見を持つものではないのですが、素案の全文をみてみるといろいろと口当たりのよい言葉が並べられているが、なるほど新しい条例の制定が必要だなあというほどの訴えるものが伝わってこないのです。「総論立派、各論曖昧よく分からず」	
37	とにかく内容が抽象的。他の市町村の条例を参考に、今一度再考していただきたいと思います。条例が否決されている所もあります。	
38	一市民として難しすぎて、各地に配布しても恐らくごく一部の方々以外、意見が出せないのではないかと思います。（市政に関心を持たなければならぬ事は承知しているのですが）	
39	今の時代、モラルの低下している親もいるため給食費、保育費等の不払いもメディアで問題になっています。今回の条例ではここまで詳しく決めていませんがこのような場合の具体的な対処は今後の課題でしょう。	<p>この条例は、自治の基本的な考え方を定めていることから理念的な表現となっております。条例の逐条解説書等により、市民の皆様へわかりやすい周知を図ってまいります。また、具体的な制度については、個別条例や個別計画により制度の充実を図ってまいります。</p>
40	基本条例なので、抽象的な表現になるのだと思いますが、もう少し下位条例になって具体的な表現になってきてからのの方が一般市民にはイメージがつきやすいと思いました。	
41	理解は出来たのですが、具体的なことが書かれてなかったのも、ピンと来ないところもありました。条例という形ですのでこれでいいのですが、第15条にありますように、市民にわかりやすいものをお願いします。	
42	国、県との対等な関係を持つと言うならもっと斬新な条例でもいいと思います。	
43	自治の基本的ルールである以上、出来る限り要点のみを簡潔に規定すればよいと思います。	

44	今回の策定検討委員会の条例骨子案提言書は、大変良くまとめられ、喧々諤々の努力のあとが見られ、優れたものとなったと高く評価します。辻山先生の専門家としてのご指導も大きく影響していることと推測される点が随所に見られ、専門家の助言の貢献度の高さを感じます。	
45	庁内検討委員会の中間素案を議会・総務常任委員会での議論を踏まえ、策定検討委員会の提案を尊重され、提案を生かす方向で再検討されたことは、大いに評価するところです。しかし、まだそれでも、できあがった庁内検討委員会の条例素案より、策定検討委員会の提案を生かしたほうが良いと思われる。	条例素案や条例案は、海老名市自治基本条例策定検討委員会から提出された提言書を基本として作成しております。ただし、法規上の整合性や表現内容の整理が必要と思われる箇所については修正をさせていただいております。
46	①策定検討委員会提言書②中間報告③条例素案 比較検討して、提言書は簡略にして、文意が明確である。自治基本条例は孫の代で生きるものであり、提言書を支持するものです。	
47	誰しも策定過程が重要と考えています。策定検討委員会の提言書が出来上がってからの作業について、本当にこの流れで、よかったのか疑問を感じています。	海老名市自治基本条例策定検討委員会から提出された提言書を基本として、庁内組織による検討や海老名市議会総務常任委員会からのご意見や今回のパブリックコメントによる市民の方々からのご意見を踏まえ、作成しております。
48	地方分権が進むなか、各自治体は財政問題などその自主性が問われる時代になってきています。地方分権の話は時々耳にしてはいましたが「海老名市自治基本条例」の素案を見て自治体だけでなく、市民もその責務を実感しました。また、市民、議会、行政が問題解決に向かい協働して責務を果たしていかなければならないことを知りました。	自治の構成員である市民・市議会及び行政の3者による協働は、市民主体の自治を実現するために必要なことであるとの考えから、この条例の目的に表現しております。
49	「協働」という言葉を大切に市政を望みます。	
50	これからは、行政に苦情を言い、頼ってきましたが、市民、議会、行政が公平な立場で行動と責任を負っていかなければならないことに若干の不安を感じます。現実として、地域住民とのコミュニケーションの欠如があります。特に「向こう三軒両隣との会話が少なく、東南海地震や異常気象による災害の発生があったときのこれからの対応に不安を持っています。	日本国憲法で保障されている地方自治の本旨とする「住民自治」に基づき、市民だけでなく市議会や行政を含めた海老名市として、自己決定・自己責任を自覚することが大切であると考え、前文において「自己決定・自己責任」と表現しました。
51	この条例によって海老名市民としての自覚がよりめばえるのではないかと、思いました。	
52	「子供や高齢者」の権利や人権保障を条文に明記したほうが良いのではないのでしょうか。少子高齢化社会を考慮した自治としての考え方も明文化する必要があると考えます。	
53	今1つ、行政側からは、市民の生存権についての明確な保証が必要かと。勿論第4条に目指すという表現は見られますが。	少子高齢化社会といった社会現象や生存権は、海老名市の自治の範ちゅうだけにとどまるものではなく、普遍的な課題と位置付けます。しかしながら、海老名市の自治にとっても重要な課題であることに変わりはなく、この条例では、自治の基本理念において、「市民の一人ひとりが心豊かに生活し、尊重される住み良い海老名市を築く」ことを表現しました。
54	特に人が行動する項目には「人間の道」といわれる心の言葉をいれたらなと思いますが。 (理由) ①昨今の世相(ライブドア問題・社保庁問題・給食費未払・官政談合・親子殺人・いじめ)をみるにつけ、人間の道つまり惻隱の情・感謝の気持ち・正義・恥・面目・卑怯といった言葉が薄れてきていると思います。 ②したがって、この条例の中にこの言葉を入れる事によって、より安全な街に、そしてよりよい行政の手助けとなるかと思えます。	
55	憲法、地方公共の自治権との海老名市の自治基本条例をどう位置付けるのか明確にしたほうが制定の背景理解ができると思う。また、憲法を意識した自治の概念と民主主義の再認識が求められていると考えます。	海老名市の自治について、日本国憲法で保障されている地方自治の本旨とする「住民自治」に基づくものであることを前文で表現しました。
56	この条例は、初めて制定するのですか。法令・県条例等他の条例との兼ね合いはどうなっているかが不明です。	自治の基本的な内容を定めた、また、最高規範とすることを定めたものとして、海老名市で初めて条例化するものです。
57	第15条から第23条にかけて、条文の最後に「なりません」が続きますが、少し見直した方がベターかと思えますが。	行政機能として重要な項目を定めていることから、行政としての義務として表現しました。

58	厚木基地が近くにある海老名市として、「自治の中で世界平和を目指す条項」を是非規定して欲しいと考えます。	
59	「平和都市宣言」を確定している市として、またかつて奈良時代、国分寺の所在地として歴史的にも由緒ある市であるだけに、「平和」と「歴史」と「文化」を前文か、あるいは章を設けて強調してもいいのではないのでしょうか。海老名市ならではの個性的な独自色を打ち出すことが大事だと思います。	
60	市民が自由で平和な生活をできるようにみたいな文章がありますが、当たり前ですが非常に難しいですよね。というかそもそも自由だとか平和だとかって人それぞれ感じ方が違うと思います。子供が公園で遊んでるのを見て平和だと感じる人もいれば、うるさくてうっとうしくて迷惑だって思う人もいます。で色々な人がいっぱいいる所にただ平和だの自由だのとただゆっても、全員がそう感じるのはいりませんよね。だからその海老名としての平和や自由の捉え方はこうだ、みたいなのをもう少し細かく表して欲しいです。海老名市は市民のこういう生活を自由だとして目指していきます、みたいなのが、それが共感できない人は引越せばいいわけだしぐらいに個性があったらもっといいと思います。というか面白いかなと、もちろん多数の人が共感できる範囲ですが、そういうのがあった方が、市民全体の海老名に対する愛着心も湧くと思います。ここが好きだから住んで、とか海老名のこういうところに育てられた、みたいなものがあるかなと。でもそうするにしても平和や自由の海老名としての捉え方を決めるのも今いる市民なんでもんね。これはまともなくなりませんね。	平和・自由の概念は、海老名市の自治の範ちゆうにとどまるものではなく、また、ご意見にあるとおり、人それぞれ捉え方が異なるものでもありますが、海老名市の自治における重要性を勘案し、自治の基本理念として表現しました。
61	市内で働き、また勉学に勤む居住を異なる地に持つ、昼間市民は市政参加にどう取り込むのか。具体的に市としての教宣や情報提供をどのようにするのか。市内在住市民との情報の共有化は不可欠に思う。	
62	地方分権の発展に伴い我、海老名市にも独立した条例が必要であることは言うまでもありません。この条例全てが実現されたら理想的な自治が運営されるのは間違いないのですが…現実にはそんなに簡単に実現できるとは思えません。一番大切なのは市民の自治に対する関心、そして協力です。市民の関心を引くために市はもっともっと何か工夫をすべきだと思います。私はごくごく一般的な市民で自治に対し特別に関心があるわけでも、また無いわけでもありません。私のような中立的な市民がほとんどであることが現状だと思います。その市民に対し市はどのような媒体で情報を公開して、関心を持たせるか…それが大きな課題ではないのでしょうか？	海老名市における自治において、様々な課題・問題点に関する市政情報を共有化することが、市民参加・協働の第一歩につながるものと考えます。行政としては、市政情報の提供や情報収集を行い、市民の方の市政への関心度を高めるよう努めてまいります。
63	読んでて思ったのはやっぱり、情報の公開とかゆっても、市民に関心がなければ伝わりようがないなど。自分もたまたま今回の条例の素案に触れることができましたが、普段は絶対に読まないです。そういう人たちに対して情報の公開とはどのようなのか疑問でした。興味を持たない人には素通りになってしまってもホームページ等に情報を掲載していれば公開しているという意味になるのでしょうか。その辺の捉え方も難しいと思いました。	
64	この条例は、このまま議会で承認ですか？海老名の自治基本条例作成をいったいどのくらいの人が認知しているのでしょうか。行政の一方的な暴走じゃないでしょうか、それとも全国に広がっている地方自治基本条例に乗遅れまいと、焦っているのですか？	市民公募委員を中心とした委員会、庁内での検討組織、条例素案に対するパブリックコメント等、様々な意見により検討を行い、条例を市議会に提案し、審議いただきます。
65	第15条「情報の公開」及び第16条「個人情報」について 本条例とは関係ないかもしれないが、このような意見の提出や市長への手紙等を提出する際に、住所や氏名を求めるとはどうかと思う。市職員の方が知人である場合など、とても言いにくいこともある。無記名でも、全て(個人名など除く)を公表し、それに対しての市側の意見を公表するようなくみができると思いすがいいかと思う。第15条と16条の関係性をもう少し書き込まないと、結局、「個人情報なので公開できない」情報が多くなるのではないのでしょうか。	パブリックコメント制度は市民参加方法の一つであります。その主旨から、ご意見をいただく方の住所・氏名の記述をお願いしているものでありますが、個人情報は最も慎重に取り扱うべき機微情報であることを認識し、対応させていただくことからご理解をいただきたいと思います。
66	・将来海老名市の人口は増えるのか、他県・都市と同じように減るのでしょうか。この拘わりを考えないで良いかどうか。	人口減少は全国的な社会現象の傾向であり、海老名市においても例外ではありません。少子高齢化も含め、様々な社会現象問題に対応していくための基本的ルールとして、この条例を定めてまいります。
67	蛙が跳ねる田んぼ、鮎が遡上する川ほか残しておきたい自然は社会環境の創造より人の手を加えてほしくない大切な海老名の宝だと思います。	
68	・海老名市の空も昨今は大気汚染が進んでいて、今年もすでに「光化学スモック注意報」が多発している。市民の生活や活動に少なからず影響が出ている。環境問題の一つとして、どう取り組むのかです。	環境問題については、分野別政策と位置付け、具体的な個別条例や個別計画で定められるものと考えます。
69	・地球環境—地球温暖化の進行をどう食い止めるか。この問題はひとり国の問題と片付けられない大事な問題である。市民としても生活や活動の中で、日常取り組んで行かなければならない問題と考える。一つの取り組みとして、「Eco Life」があるが、条例の中でどう取り扱って行くべきかです。	